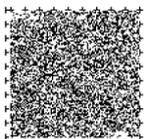


垣見事務局長（市橋委員代理）提出資料



東京都障害者施策推進協議会 第4回専門部会への意見

障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会

代理委員 垣見 尚哉

障害者と家族の生活と権利を守る都民連絡会（障都連）はこれまで、東京都障害者施策推進協議会の専門部会の委員として、市橋が出席し意見も述べさせていただく機会をいただいています。ありがとうございます。

これまで3回の専門部会が取り上げてきた議題についてはすでに意見を述べさせていただいているので、今回は、次期東京都障害者・障害児施策推進計画（以下、「新計画」）策定において、今後論議すべき課題について意見を述べます。

1. 現行の東京都障害者・障害児施策推進計画（令和3年度～令和5年度）（以下、「現計画」）では、施策目標を5つ掲げています。その「施策目標Ⅰ 共生社会実現に向けた取組の推進」の状況について意見します。

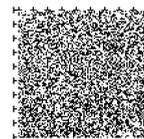
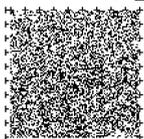
教育を受ける18歳までの期間を過ぎた障害者にとって、いわゆる生涯教育の機会と、余暇活動の保障は重要な課題です。施策目標Ⅰにおいて、取組としてあげられている「障害者への理解促進」「差別解消に向けた取組」「スポーツや文化芸術活動の推進」については、これまでも多くの事業が展開され、また東京オリンピック・パラリンピックの取り組みを通じて、少しずつでも進んできているように思います。

一方で、多くの生年・成人期の障害者が真に求めている地域での余暇活動については、その整備がまだ不十分であり、また実施されている場合も私的な努力により運営されていて、体制的にも財政的にも不安定な場合が多いと考えられます。

計画事業の展開「6.1. 青年・成人期の余暇活動支援事業」については、共生社会の実現のためにも一層充実していく必要があります。しかし実施主体は区市町村であるとして都は積極的な働きかけや支援をしていない状況と考えられます。実施している区市町村の教訓や課題について、各区市町村担当課や支援団体と交流する機会をもち、東京都として財政的にも支援できる部分を拡大するなど、実施区市町村を広げていくための東京都の主体的なとりくみについて明らかにする必要があります。

2. 現計画「施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり」について意見します。

施策目標Ⅱの項「6. 安全・安心の確保」としてあげられているように、災害時の障害者への支援は重要な課題です。防災については、障害者自身もわがこととして考える「自助」が重要であるという前提でもなお、公的な役割「公助」についてはしっかり整備されること



が求められます。

まず、現計画の策定時以降である令和3年に成立した災害対策基本法の改正にもとづき、自治体に努力義務を課した「避難行動要支援者の個別避難計画」策定について、新計画の事業に位置付ける必要があります。現在個別避難計画の策定は、総務省の調査によれば、東京都においては避難行動要支援者名簿に載っている方のおおよそ10%しかすすんでいません。都内の自治体によっても策定状況に大きな差があります。この課題については、東京都は各自治体任せにすることなく、早急に100%の策定を目指すべく、必要な支援を行っていく必要があります。具体的には、相談支援専門員等が個別避難計画作成をする際の報酬について改善することや、個別避難計画での現実的な避難支援者となる地域自治会や消防団などに対する研修や予算の増額、自治体担当者の研修会（交流会）の増などは最低限行うようにしてください。

また、個別避難計画に基づく避難訓練の実施は重要です。この点で現計画の事業198「要配慮者対応を取り入れた防火防災訓練の推進」については、位置づけ・内容をさらに強め、すべての自治体において個別避難計画に基づいた避難訓練が行われるようにすべきです。東京都が各自治体の避難訓練の状況やその教訓・課題を、各自治体で共有できるよう主体的な役割を果たすとともに、必要な予算を配分することが求められます。

3. 現計画「施策目標Ⅱ 地域における自立生活を支える仕組みづくり」に関わることとして、障害者の医療について意見します。

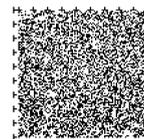
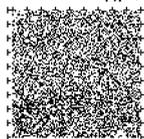
現計画の事業185～189で、医療費公費負担・助成制度の充実の取り組みがすすめられています。東京都が独自の施策としてこれらのとりくみをすすめてきていることについては積極的に評価します。引き続き継続していくことを求めるものです。

しかしその一方で、例えばこの医療費助成制度の対象外となっている障害者からは、制度の拡充が求める声があがっています。具体的には、愛の手帳3度・4度の方や、精神障害者保健福祉手帳2級・3級の方などです。年金や福祉手当に作業所等の工賃などを加えても月々の生活は厳しい方が多く、その中で医療費助成の対象外となっているため医療費は3割負担となっています。受診抑制であったり、高齢の保護者に負担をかけていたりするという訴えが多く寄せられています。

今後、心身障害者医療費助成制度の対象を拡大することの是非を検討するためにも、まずは何らかの形で実態調査を行うことを新計画に位置付けることを提案します。

4. 現計画の施策目標Ⅲ「社会で生きる力を高める支援の充実」について意見します。

その項「2 すべての学校における特別支援教育の充実」があげられて、「すべての学びの場における指導と教育環境をさらに充実します」としています。しかし、現在東京の特別支援教育の現状として、特に教育環境の劣悪さが増してきています。この点について、東京都は十分な予算をかけて、早急に改善していくべきです。



具体的には、小中学校の特別支援学級や特別支援教室（いわゆる通級指導）、そして特別支援学校への在籍児童・生徒数が年々増加しているにもかかわらず、それを受け入れるに十分な環境や体制ができていません。

特別支援学校は、人数の増加に対して適切な学校の新増設がないため、特に知的障害校において教室不足が顕著になっています。文部科学省の教室不足調査では、令和3年10月1日現在で都内の特別支援学校で514もの教室が足りないとなっています。図工室や調理室などの特別教室を普通教室に転用したり、普通教室を2つや3つに間仕切したり、倉庫などを教室に転用したりしてもなお、これだけ足りないということです。現在この教室不足が解消されるどころか、多くの学校では入学者が増えてますます教室が足りないという状況になっています。この点については、事業240「都立特別支援学校の適正な規模と配置」があげられていますが、東京都特別支援教育推進計画（第二期）での学校の新築増改築等でもその教室不足がすべて解消できないものとなっています。さらなる実状に応じた新增築計画が必要になっています。

小中学校の特別支援学級や特別支援教室では、特に教員体制が劣悪になっています。現在都内の多くの小中学校で教員が欠員となっており、4月7日時点での80人から、9月1日時点では140人と悪化しています。そのため、年度途中に特別支援学級や特別支援教室の担当教員が減らされ、普通学級の穴埋めに回されているという実態があります。現在都内の特別支援教室の担当教員は、一人当たり12人の児童の指導をするよう配置されていますが、特別支援教室担当教員が普通学級にまわされたため、12人を超えて指導するようになり、もしくは、特別支援教室の指導が中断されてしまったりすることもあります。これまでの東京の特別支援教育を支えてきた教員体制については最低限確保すること、そして障害の多様化・重度化に対応するさらなる十分な教員体制の確立が必要です。

以上のような現状で、東京の障害のある子どもたちの指導は十分に行うことができていない実態です。早急な改善が必要です。

5. 現計画の施策目標V「サービスを担う人材の養成・確保」について意見します。

項「1 障害福祉サービス等を担う福祉人材の確保・育成・定着への取り組みの充実」があげられています。

「福祉人材の養成・育成」については、すでにさまざまな事業が展開されていて、今後も継続が望めます。一方で、離職や定着という課題については、有効な手立てが行われていないのではないのでしょうか。

この問題については、福祉ではたらく方々への調査を行い、今後も働き続けるために何が必要なかを東京都がとらえ、その課題に応じた対策をとる必要があります。率直に言ってしまうと、福祉労働者の待遇の改善が必須になるだろうと推測されます。この点で福祉現場へ東京都がどのような支援をしていくことができるのか、検討すべきです。

